#### 付議第1号

高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例施行規則 を廃止する規則の一部を改正する規則議案

高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例施行規則を廃止する規則 (平成14年高知県教育委員会規則第12号)の一部を別紙のとおり改正すること について、高知県教育委員会事務委任規則(平成4年教育委員会規則第1号) 第2条第3号の規定により議決を求めます。

## 高知県教育委員会事務規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----

# 教 育 委 員 会 規 則

-----

高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例施行規則を廃止する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

# 高知県教育委員会規則第 号

# 高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例施行規則を廃止する規則の一部を改正する規則

高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例施行規則を廃止する規則(平成14年高知県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

本則中「。以下「旧規則」という。」を削る。

附則第2項中「旧規則」を「この規則による廃止前の高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)」に改め、附則に次の1項を加える。

(旧生活保護法による保護の基準の適用)

4 平成25年8月1日以降においては、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規則第16条第2項第2号中「当該年度における生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護の基準」とあるのは、「平成25年5月厚生労働省告示第174号(生活保護法による保護の基準の一部を改正する件)による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年4月厚生省告示第158号)」とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例施行規則を廃止する規則附則第4項の規定は、平成25年8月1日から適用する。

高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例施行規則を廃止する規則の一部を改正する規則議案説明

#### 1 改正の目的

生活保護基準の見直しによる影響を踏まえ「返還債務の免除基準」について 見直し前の生活保護基準を適用するよう改正を行うものである。

#### 2 改正の主な内容

(1) 旧生活保護法による保護の基準の適用

生活保護基準が平成25年8月1日から平成27年度にかけて段階的に引き下げられることになったが、他制度への影響をできる限り抑えるという政府の対応方針を踏まえた、国の「地対財特法経過措置事業経費実施要綱」の改正に伴う措置である。

(2) [旧] 高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例施行規則

高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例施行規則は、地対財特法の失効に伴い、平成14年3月29日付け廃止され、附則に規定する経過措置により債権管理・回収業務を行っている。

このことから、この経過措置に、「旧生活保護法による保護の基準の適用」 条項を加える。

#### 3 施行期日

公布の日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

新

ΙH

高知県教育委員会規則第12号

高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例施行規則(昭和 57 年高知県教育委員会規則第7号)は、廃止する。

高知県教育委員会規則第12号

高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例施行規則(昭和 57 年高知県教育委員会規則第7号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

○附則

新

旧

附則(平成 14 年 3 月 29 日 教育委員会規則第 12 号(廃止)) (施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日において、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校又は各種学校に在学し、高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例を廃止する条例(平成14年高知県条例第31号。次項において「廃止条例」という。)による廃止前の高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例(昭和57年高知県条例第28号。次項において「旧条例」という。)第2条の規定により奨学資金の貸与を受けていた者に係る奨学金の貸与については、この規則による廃止前の高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第2条から第13条まで及び第18条の規定は、その者が当該学校の課程を修了し、又は退学するまでの間に限り、なおその効力を有する。
- 3 略

(旧生活保護法による保護の基準の適用)

4 平成25年8月1日以降においては、前項の規定によりなおその効力 を有するものとされる旧規則第16条第2項第2号中「当該年度におけ る生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護の基準」と あるのは、「平成25年5月厚生労働省告示第174号(生活保護法による 保護の基準の一部を改正する件)による改正前の生活保護法による保 護の基準(昭和38年4月厚生省告示第158号)」とする。

附則(平成 14 年 3 月 29 日 教育委員会規則第 12 号(廃止)) (施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日において、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校又は各種学校に在学し、高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例を廃止する条例(平成14年高知県条例第31号。次項において「廃止条例」という。)による廃止前の高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例(昭和57年高知県条例第28号。次項において「旧条例」という。)第2条の規定により奨学資金の貸与を受けていた者に係る奨学金の貸与については、旧規則第2条から第13条まで及び第18条の規定は、その者が当該学校の課程を修了し、又は退学するまでの間に限り、なおその効力を有する。

3 略

## 生活保護基準の新基準を適用した場合の被貸与者への影響見込(H24年度の奨学金免除状況を基に試算)

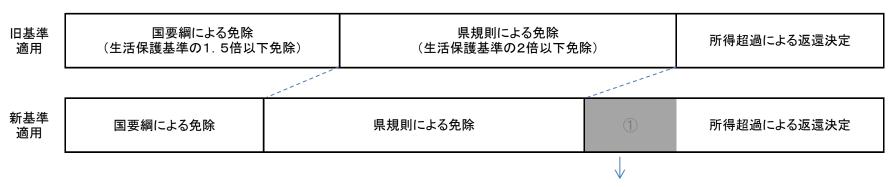
1 生活保護基準の改正世帯モデル

年額(単位:円)

改正時期	<b>介示地 /##</b> 例	住所地/世帯例	生活保護基準				生活保護基準×1.5				生活保護基準×2			
	1年7月地/ 巴雷彻		旧基準: A	新基準∶B	В-А	減額率	旧基準: A	新基準:B	B-A	減額率	旧基準:A	新基準∶B	в-а	減額率
H25. 8. 1	1	高知市(2級地) 奨学生 30歳独身	940,990	913,890	-27,100	-3%	1,411,485	1,370,835	-40,650	-3%	1,881,980	1,827,780	-54,200	-3%
	2	高知市(2級地) 奨学生30歳、 妻28歳 子4歳	1,809,640	1,732,912	-76,728	-4%	2,714,460	2,599,368	-115,092	-4%	3,619,280	3,465,824	-153,456	-4%
H27 年度 (見込)	1	高知市(2級地) 奨学生 30歳独身	940,990	861,330	-79,660	-8%	1,411,485	1,291,995	-119,490	-8%	1,881,980	1,722,660	-159,320	-8%
	2	高知市(2級地) 奨学生30歳、 妻28歳 子4歳	1,809,640	1,605,997	-203,643	-11%	2,714,460	2,408,995	-305,465	-11%	3,619,280	3,211,994	-407,286	-11%

# 2 高知県地域改善対策奨学資金の返還免除

- (1) 年間所得が生活保護基準の2倍以下の場合、20年償還のうち5年間分の返還を免除。
- (2) 返還免除期間の5年間が終了した時に、再度、返還免除申請が必要。
- ※国の要綱による免除基準は生活保護基準の1.5倍以下、県の規則による免除基準は生活保護基準の2倍以下。



## ①【県規則による免除から外れ影響を受ける件数(推計)】

<u>H25.8月改正 :18件(2.2%) (所得超過に移行)</u> <u>H27年度改正見込:39件(4.9%) ( "</u> )

※国が示した世帯類型ごとの見直し額により推計

※生活保護基準の新基準を適用した場合に、県規則による免除から外れ返還決定となる件数は、平成25年8月改正で18件、平成27年度度改正で39件と見込まれるため、生活保護基準の見直しに伴う影響をできる限り抑えるという国の対応方針を踏まえ、引き続き旧基準に基づき返還免除を行う。